○国土交通省告示第四十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「第百二十七号」を「第百二十七号改訂版」に、

第二条第十一号の四の運転者席	第百二十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○

を

第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○		○	○		○
第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十一号の四の規定に基づき、装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものを定める告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものを定める告示

装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２２号

宮城県大崎市岩出山字上真山沓縫14番地２
債務者　笠原　弘光
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三森祐二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号

大阪府泉大津市我孫子１丁目７番24号
債務者　林　博石
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２２号

北九州市小倉南区徳吉東４丁目６番７号シャーメゾンみちＡ棟102号
債務者　原口　邦彦
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５９３号

北九州市小倉南区朽網西５丁目18番14―304号
債務者　韓流小町こと　川口真弓美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６６号

北九州市小倉北区片野新町２丁目13―５―308、住民票上の住所北九州市小倉北区鍛冶町１丁目４番２号
債務者　芦刈俊一郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　知裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２８５号

京都市上京区裏門通上長者町下る亀木町212番地７、前住所京都市北区大北山原谷乾町107番地の22
債務者　堀　正弘
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係